

研究ノート

ジェンダー化された労働の社会的編成とその分析枠組の検討

——労働としての保育を軸にして

萩原久美子

目次

はじめに

1. 労働の社会的編成における保育制度の諸特徴
2. 社会福祉労働論のなかの「労働」と保育労働へのアプローチ
3. 労働のセクター間の流動化と境界の不確定性をめぐって——労働、福祉国家のジェンダー分析
4. 方法論への示唆と今後の課題

はじめに

いわゆる家庭と仕事の両立とはいかなる状態をもって達成したと言えるのであろうか。保育政策、育児休業制度、男女雇用機会均等法等のジェンダー関係の変革を導き出すとされる諸政策は、既存のジェンダー構造が蓄えてきた歴史的な文脈とどのように接合されるのだろうか。また、それらジェンダー変革的とされる諸制度の導入によって既存のジェンダー構造はいかなる再生産と変容の過程をたどるのだろうか。

本稿は、日本型福祉レジームのジェンダー秩序の基本原則とされる「男性稼ぎ主モデル」ないし「家族主義」（家族、とりわけ女性とその世帯メンバーの育児・介護等に主要な責任があるという観念）を労働の社会的編成として接近を試みるための分析方法と理論的枠組を検討するものである。

ここでいう労働の社会的編成とは、労働諸活動にあるジェンダー間・ジェンダー内部の分業とその社会的結合の態様を指す。その際の「労働」とは既存の労働概念である雇用関係に基づく労働、あるいは賃金をともなう労働にとどまらない。職業生活と家族生活のインターフェイスを取り上げてみても、そこには無償／有償、公／私、インフォーマル／フォーマルとして区分される労働活動の分業と接合が多様な形で存在する。同じ活動がある特定の社会

関係のもとでは「労働」となり、「非労働」とみなされる、そのような「労働」の歴史的変質過程、労働の社会的領域横断性をも視野に入れている（後述3-(4)）。なぜなら労働をめぐるジェンダー関係の不平等な連鎖とその結果としてある不平等な社会的階層化の態様をとらえるためには既存の社会関係において不可視化される「労働」も組み込む必要があるからである。

その分析枠組の検討においては、労働の社会的編成の装置として公的保育制度を念頭に置いている。日本では戦後間もなく導入された公的保育制度によって、その担い手（保母、保育士等）が制度化され、保育という行為が賃金をともなう労働として制度化されていった。また、保育利用に値する保護者の「労働」領域とは何かという規範的解釈のもとで、保育を必要とする主体の様々な「労働」諸活動と保育提供者の有償ケア労働とが接合されている。それによって、ある特定の地域、社会、時代における女性を中心とする労働の社会的編成がなされるとともに、制度外部のケアと有償労働の社会的編成も形成されている。さらに、90年代以降、大きく進展した職業生活と家族生活との関係調整をめぐる政策的対応と市場化を軸とする新自由主義的構造改革路線のもとで、労働としての保育に対する経済的評価のありかたも含め、保育という行為領域やその行為者の制度化は公／私、インフォーマル／フォーマル、ペイド／アンペイドの新たな流動化の過程にある。

公的保育制度を労働の社会的編成の装置として分析に位置づけるもうひとつの狙いは、マクロミクロの連結をその分析の射程に組みこむためである。マクロレベルでの規範的制度論とケア供給体制の制度化に規定されつつも、保育提供の場では、その制度や規範への応答として繰り広げられる労働として

の保育と様々な「労働」の交差している。そのような「労働」諸活動にあるジェンダー間・ジェンダー内部の分業とその社会的結合の態様を家庭経済と市場経済との関係、あるいは福祉・ケアの供給体制のマクロな特質として分析・把握するだけでなく、それをより具体的な営みを対象とする実証分析へと落とし込むためである。ケアと有償労働をめぐるジェンダー不平等が構造化された社会のなかで「働く」とは一体、どのような経験であるのか。いかにしてジェンダー公平な労働の再編可能性を見出しうるのか。ケア供給体制の制度化と「労働」の変質の過程とを関係付けながら、労働の主体の経験を理解するにはどのような方法論がありうるのか。既存研究から方法論、分析枠組を検討してみたい。

以下では、まず「労働」諸活動にあるジェンダー間・ジェンダー内部の分業とその社会的結合の態様という観点から、公的保育制度と保育サービスの持つ諸特徴を検討する。その際、ケアと有償労働との調整策のもうひとつの代表的な制度である育児休業と比較しながら、その労働の社会的編成の装置としての機能を考察する。そのうえで、先行研究を手がかりに、対象へのアプローチと分析の方法論について検討を行う。まず、「戦後の保育労働に関する議論は、社会福祉労働に関する言説に包み込まれて展開されてきた」（杉山、2002：83）との総括を手掛かりに、1970年代を中心に日本で独自の展開をとげてきた社会福祉労働論に触れる。社会福祉労働論の「労働」へのアプローチについて整理し、その射程をジェンダー視角からの労働分析から検討したい。次に、具体的な生産点、労働を対象として実証分析を蓄えてきた労働のジェンダー分析の方法論とその展開を整理する。いわばメゾ・ミクロレベルでの分析に対し、マクロなレベルでのジェンダー分析であるフェミニスト福祉国家／レジーム分析を取りあげケアワークとケア供給を主要な経済社会基盤として導入した着眼点とそこから見いだされた課題を整理する。最後にその双方の方法論的統合の試み、関係としての労働概念に基づく分析枠組を概観する。

1. 労働の社会的編成における保育制度の諸特徴

(1) ケア供給の政策パッケージの分析から見た公的保育サービスの特徴

公的保育サービスは、育児休業制度、児童手当（家族手当）とともに、「家族政策」あるいは「両立支援」「子育て支援」の政策に位置づけられるものである。しかし、公的保育サービス、育児休業、現金給付の三つはそれぞれケアと有償労働の調整に関する国家介入の在り方、機能および効果において異なっている。それゆえ、それら制度のコンビネーションのありかたが各国の差異を生みだすとともに、当該社会が内包する女性労働——母親、家族、ケアをめぐるイデオロギーを反映する。そのような認識から福祉国家／レジーム分析においては公的保育サービスと育児休業、児童手当は育児に関する政策パッケージとして総合的にとらえられ、分析の対象となってきた。

たとえば、Leira は有償労働へのアクセスと保障（商品化）、無償労働である育児をだれがどこで担うのか（家族化）という二軸を設定し、公的保育サービスと育児休業の制度的介入機能の違いを以下のように明確化している（Leira, 2002）。まず、育児休業はすでに労働している親にフルタイムで育児を行う機会を与える制度であり、所得保障とともに市場から一時的に「脱商品化」し、その育児を「家族化」する制度とされる。休業中の所得保障が多く、その休業期間が長期に保障される場合は、育児の「再家族化（refamilialization）」を促進する可能性があることもあわせて指摘される。一方、公的保育サービスは親の労働を市場での「商品化」へと促すと同時に、育児を「脱家族化」する機能をもつものであるとしている¹。

このような育児休業と公的保育サービスの違いは、労働の社会的配置と組織化の違いとしても現れると考えられる。育児休業では職場との契約に基づいて雇用労働者本人が「労働」を私的領域と公的領域とに区分し、公的領域の有償労働の地位を保持したまま、利用期間について一時的に撤退し、私的領域での無償労働へと移る。個人レベルで公／私間の労働の領域移動を行うのである。それに対し、公的保育サービスにおいては保育者の有償労働、親の無

償／有償労働が同時的に重層的にからみあって、「労働」が組織化される。その保育サービスの提供に当たっては公的制度においては利用対象者、保育時間、保育内容、保育者の労働条件等に関するルールがある。保育提供の現場はそうした国家によって制度化されたルールと、ローカルな社会—経済諸関係・空間のコンテキストに対応した保育実践による様々な「労働」とがせめぎ合うアリーナとなる。

また、公的保育サービスは政策パッケージの中でも、シングルマザーの貧困の是正をはじめ、女性の就労継続、雇用可能性の向上に密接にかかわっている (Meyers et al., 1999; Pettit & Hook, 2005; Misra et al., 2007)²。それゆえに、政策パッケージの中でも子どもを持つ母親の労働に対するイデオロギー、家族観が反映されやすい制度でもある。北欧のなかでも、カソリック教会勢力が強く公的保育サービスの整備が遅れてきたノルウェーでの政策パッケージ内部のコンビネーションの形成過程を分析した Ellingsaetar は育児休業、在宅育児手当 (Cash benefit for parental child care) が親と子どもと過ごす時間の確保、親のケアする権利、親の選択の保障するものだとして支持されるのに対し、公的保育サービスの充実が歴史的に子どもをもつ母親の労働や家族のありかたをめぐる政治的論争の対象となってきたことを明らかにしている (Ellingsaetar, 2007)。

日本について上記の分析を援用するならば、現行法に基づく育児休業制度は、雇用労働者がその雇用上の身分を保障された上で、特別な事情を除いて通常、産後休暇終了後、連続して最長で子どもが1歳になるまでの期間 (公務員は3歳まで)、職場を離れ、利用者が家庭内で子のケアを担う行為を制度化したものである。その際、一定期間以上、雇用保険に加入する労働者であることが前提で、その規定上、自営業や農業、内職等の労働者は適用外である。育児休業制度は労働市場において雇用労働者として「商品化」された状態にある男女に対し、同一職場での就労と身分を保障された「脱商品化」の機会を与え、ケアを「家族化」する制度である。

それに対し、(新システム制度施行前の) 公的保育制度では、保護者の労働等の理由によって子どもが「保育に欠ける」(新システム施行後は「保育を必要とする」) 状態にあることが利用要件となって

いる。ただし、そこでは保護者が雇用労働者か否かは問われず、内職あるいは失業、求職活動等で「商品化」状態が予測される段階でも、自治体が「保育に欠ける」と認知すれば原則、利用可能である。保育サービスによって家庭内部の無償ケア労働が一日の一定時間に限り、「脱家族化」される。その際、原則として保育士資格を持つ担い手による有償ケア労働へと転嫁されることになっており、その労働によって子どもの健全な発達保障とその保護者の「商品化」状態に維持する仕組みである。そうして保護者側は保育サービスの対象となると公的に認められた「労働」と家庭内での無償労働を組織化するのである。このように、日本においても、公的保育サービスと育児休業とは、ケアと有償労働の調整としての制度的介入、並びにその制度実践における労働の組織化において全く異なっている。

しかし、公的保育サービスと育児休業に類似性、代替性を見る政策提言³が日本ではくり返しなされてきた。育児休業期間を延長することで公的保育サービスを圧縮する、あるいは公的保育サービスとの対比において育児休業制度に制度的優位性を見る政策提言も根強い。それはさかのぼって1964年に電信電話公社と全電通との間で協約化された「育児休業制度」の提起、協約化過程における当時の社会の評価に端的にみられるものである。同協約は電話交換手の職場確保と職場の男女平等達成を目指し、当時、深刻な様相を呈していた公的保育サービスの不足に対し、職場による問題解決を目指したものである。しかし、高度成長期の社会は「育児休業」の提起を保育政策の問題解決への要望のあらわれとしてではなく、雇用労働によって奪われる育児専念の機会を女性労働者に与え、母親による育児を保障する制度として読み替え、受容していった (萩原、2008)。その後も、公的負担増を伴う公的保育サービスの整備拡充要求は、家族とりわけ「母」によるケアに「代替されるもの」という観点から、形を変えながらも育児休業制度の整備拡充論へと読み替えられてきた (萩原、2010)。第二次安倍政権における「三年間抱っこし放題」の育児休業拡充政策もその延長線上にあると言えよう (萩原、2013a)。

その一方、児童手当は「ばらまき」とのレッテル貼りが行われる残余的な扱いを受け、保育サービスの補完的財源として児童手当基金が流用されてき

た。また、給付を抑制する一方で、児童手当の代替的擬制として男性世帯主が税の扶養控除に依存し、専業主婦世帯という形態を優先的に選び出すことを促してきた（北、2010）。その後、民主党政権において、大幅な支給額の引き上げと所得を条件としない普遍主義的な立場にたった子ども手当が導入されるが、「ばらまき」という激しい批判を浴びた。その結果、所得制限の導入と給付額からの滞納保育料等の天引きが認められている。財源確保と、高額な支給額につられた不正申告など親の倫理性が世間の耳目を集める中、保育か子ども手当かという二項対立の議論がなされ、旧児童手当制度のもつ問題点と現金給付の意義に関する社会的関心はきわめて低調だった（北、2012；萩原、2013b）。

このように、日本の政策コンビネーションとその特徴として、育児休業、児童手当は公的保育制度を参照点として展開し、実際のケアと有償労働の調整にかかる政策実施の優先順位よりも女性の雇用労働の意味、母親によるケアの価値、育児責任の所在という規範から制度の優劣をつけてきたのである。

(2) 公的保育制度を通じた領域横断的なケアの連鎖と不平等

では、このように各制度の機能とその内部連関を分節化し、そのコンビネーションに埋め込まれたイデオロギーと矛盾を分析することにはいかなる実践的意義があるのか。いわゆる仕事と家庭の両立支援、あるいは「ワーク・ライフ・バランス」推進にあたっての個々の労働者が抱える実践的な課題解決とは結びつかず、むしろ現状の課題把握をことさら複雑化するだけではないかという見方もあろう。

その見解の背後にあるのは、90年代末以降、日本の少子化対策が推進してきた両立モデルである。そのモデルとは個人のライフスタイルに応じた「切れ目ない子育て支援」であり、親が出産後から一定期間、育児休業を利用し、その後、職場での短時間勤務制度等の支援制度を利用しつつ、地域の保育サービスによるケア提供を受けるというものである。したがって、その問題構制は、いかに利用者個人の「選択」「選好」を保障するか、必要な制度を切れ目なく選ぶことができるか、いかに子どもへのケア提供と職場における切れ目ないキャリア形成を確保できるのかという点にある。言いかえれ

ば、そのモデルがもたらす労働の社会的編成によって排除される可能性のある主体と労働、労働のヒエラルキー化と制度へのアクセス格差の可能性を問題にしない、ないしはその問題については配慮、目配りにとどめることで解決の方途を見いだしているからである。

しかし制度実践とケア供給が、選ぶ側の「女性」から保育提供者の「女性」へのケアの連鎖をどのような形でもたらすのか。家族・市場・国家の相互連関のうちに政策や社会が女性の有償労働とケア、公的保育サービスにおけるケア労働をどのように配置しているのか。個々の「選択」「選好」の保障として説明される市場原理の導入や政策パッケージに対し、それがもたらす労働の編成とその結合の様相が女性にどのように作用しているのか。それらの点を無視して「両立」「ワーク・ライフ・バランス」を語ることはできない。

たとえば、「両立」「ワーク・ライフ・バランス」推進の主要な政策である保育供給は1980年代の臨調行革によって公立保育所新設置の抑制、運営費の削減による絞り込みが行われてきた。90年代に入り、待機児童対策が展開されたが、コスト抑制を基調とした保育需要への対応は公的保育制度の見直しの議論となって、2000年代には新自由主義的政策理念のもとでの自治体職員の定数削減、公的サービスの民営化と企業等への公共サービスの開放と軌を一にした。同時に、合計特殊出生率の低下や女性の雇用労働者の伸びにともなう保育ニーズへの対応として保育時間の長時間化、サービスの多様化も推し進められてきた。

こうした政策展開の過程と変動に身を置く保育士の97%が女性であり（2010年国勢調査）、ケアと有償労働をめぐるジェンダー不平等が構造化された社会のなかで両立困難を抱える働く女性の支援と子どもの発達保障を担っている。だが、その保育士自身が働く女性としてケア・ペナルティ（England & Folbre, 1999）、すなわち女性の仕事として位置づけられる有償ケア労働に対する低い評価と低賃金というジェンダー不平等を引き受ける、二重性を内在した存在である。しかも、2000年以降、保育士の非正規職化と処遇の低下が顕著となると同時に、かつてのような公共セクターでの集中的な組織化も難しい状況が生じている（萩原、2014）。その組織化

の過程では、フォーマルな認可保育所と正規職員を組織化する労働組合が既存の雇用と労働条件を守ろうとするがゆえに、雇用形態による保育現場の序列化が強化されるジレンマも起きている⁴。

「両立」「ワーク・ライフ・バランス」なるものは現状、こうした女性の有償ケアワークと、多様なライフスタイルに対応する「柔軟」なケア労働を提供する女性労働者の上に成立しているのである。

ポスト工業化の過程で福祉国家が前提とした完全雇用と男性を主たる稼ぎ手とするジェンダー分業家族が揺らぎ、新たに進行する女性の雇用者化と少子高齢という社会変動への政策的対応はケアと労働の再ジェンダー化に深くかかわる。ケア供給体制の再編過程にはジェンダーをはじめとする様々な権力が作用しており、「労働」の場それ自体で作用するジェンダー間・ジェンダー内部の序列化の過程に埋め込まれているのである。そのような労働の相互連関と社会的組織化の態様への着眼を欠くならば、「女性の活用」「女性の就労支援」「ワーク・ライフ・バランス」をめぐる実践も言説空間もケアを支える女性労働者とその労働を不可視化することで成立しているに過ぎない。

付言するならば、この労働をめぐる社会関係はもはや日本社会内部で完結するものではなくなっている。日本でもすでに介護分野では2008年、インドネシア、フィリピンとの経済連携協定に基づき、当該国からの看護師、介護士候補者の受け入れが始まっている。家事支援の外国人労働者の受け入れ検討も本格化している⁵。国民国家の領域性を超える家事・ケア領域での国際分業のもとで、「ケアと愛情が新たな金脈 (new gold)」(Hochschild, 2003: 194) となっているのである。

以上、「労働」諸活動にあるジェンダー間・ジェンダー内部の分業とその社会的結合の態様という観点から、公的保育制度と保育サービスの持つ諸特徴を検討し、分析における問題意識を提示した。公的保育制度を「労働」の社会的編成の装置としてとらえ、その多様な労働の交差、結合、編成にどのようにアプローチすべきか。以下、日本における社会福祉労働論と、英米圏の労働のジェンダー分析研究の方法論ならびにケアを組み込んだフェミニスト福祉国家分析を手掛かりに、その方法論的アプローチの整理と検討を試みる。

2. 社会福祉労働論のなかの「労働」と保育労働へのアプローチ

(1) 社会福祉労働論の背景と「労働」「社会福祉」へのアプローチ

社会福祉労働論が社会福祉研究の分野に登場したのは1970年前後のことである。高度成長にあわせて社会保障・福祉制度が整備・拡大され、福祉六法システムのもとで一定規模の労働者が自治体の福祉行政・サービスに配置される一方、経済成長に伴う社会・経済の変化とそのひずみによって社会福祉への社会的要請が高まっていった時代である。

国家による「福祉元年」宣言の1973年をひとつのピークとして西欧型福祉国家体制への志向とその変質が具体化される過程で、社会福祉労働論が追究したのは二つの課題であった。ひとつは国家の社会保障・福祉制度と国民の生活実態との齟齬とともにその両者を媒介する社会福祉領域における労働の意義・実態を現実課題としてとらえることである⁶。もうひとつは社会福祉研究における理論的課題である。すなわち、社会福祉の本質をめぐる「政策・制度」からのアプローチか、「援助技術」からのアプローチをとるかという二つの研究潮流を統合する理論的課題への応答であった⁷。70年前後の福祉要求の内から生み出された革新自治体とそこで展開された社会福祉施策の変化が、社会福祉にまつわる労働、政策、活動実態を社会福祉のいわば生産点の実践から一体的に把握しうる現実的な条件を生み出したと言える。

社会福祉労働論の「労働」をストレートに労働条件や労働実態という意に解して言えば、社会福祉分野に携わる人たちの間では、戦後まもなくから労働組合を結成するなど労働者としての主張と労働運動は展開されてきた⁸。しかし、『社会福祉労働論』の著がある浦辺史によれば、社会福祉の職業に特殊に求められる「倫理性」が、一方では「使用者によって労働条件改善要求を抑圧するために有効に悪用」され、他方では主体側の「近代的労働者としての目覚め」を停滞させる要因になり(浦辺、1969→1973: 5)、戦前からの伝統的な呼称である社会福祉従事者から「労働者」への転換はなかなか浸透しなかった。

したがって「社会福祉労働」という言葉はすぐれて運動的な側面を持っていた。戦前の社会事業を引き継ぐ形で「愛と奉仕の活動」観に対し、主体としての労働者意識の確立、社会福祉領域への近代的労使関係の導入と社会福祉労働者の組織化を提起するものだったからである。社会福祉領域の労働者も労働契約のもとにあること、労働組合の結成など一般労働者同様の諸権利の保障がなされることが確認されるとともに、社会福祉労働者が置かれた厳しい労働実態と現状に即した問題提起や社会的地位向上へのアプローチが議論された（たとえば、鷺谷、1968→1978、浦辺、1973）。

現実の労働実態と社会福祉労働者の労働組合運動から議論を展開したひとり、鷺谷善教は『社会福祉労働者』（1968→1978）のなかで⁹、公務員、民間人にかかわらず雇用契約にある「社会事業従事者は労働者である」と強調し、「無認可保育所の保母」を含めた社会福祉の担い手の数を国や自治体の予算対象として監督される施設および機関で雇用される職員数から独自に推計している。そこで最も大きな割合を占める児童福祉施設に着目し、「正しい評価も待遇も与えられないままに社会事業を支えてきた」（鷺谷、1968→1978：1）社会福祉労働者の具体的な存在として保母を取り上げ、「長時間労働、過重労働、低賃金、身分不安定」という労働実態を多くの事例をひもときながら「社会事業」の旧弊、福祉政策の矛盾として記述している。

また浦辺も、社会福祉領域の低処遇の歴史的背景について▽無報酬の民間奉仕者との協業が福祉労働者の賃金の下方圧力となっていること▽無償労働の主婦の職業化としての低賃金化（浦辺 1973：81）を指摘する。また専門性を担保、規定する条件として▽職種とその資格基準▽担当ケース数ないし職種別職員定数▽賃金と労働条件を挙げている（浦辺 1973：83）。

こうしてみると、社会学や経済学分野での労働研究ないしは労働問題研究との近接性があるように思われる。しかし、社会福祉研究としての社会福祉労働論はその「労働」へのアプローチと理論化においては、既存の労働研究の方法論、理論とは異なる独自の展開を見せている。物的生産にかかわらない社会福祉領域の「労働」とは何を対象とし、何を目的とする「労働」なのか。その労働がかかわる「社会

福祉」とは何なのか。それを把握する方法論と理論化にとって要となったのは、社会福祉「労働」とは他の労働者階級と同様の賃労働ではあるが、労働一般に回収して把握できない労働であり、「社会福祉」に規定された特殊性と固有性があるという論点である。

その概略を社会福祉労働論の理論化を中心的に担った真田是の「社会福祉の現状と社会福祉労働論、社会福祉技術論」（1975）とそれが収録された真田編『社会福祉労働—労働と技術のために』（1975）を中心に追ってみよう。

（2）社会福祉労働の理論化——真田の「社会福祉の三元構造」「社会福祉の二面性」

真田は「社会福祉の三元構造」「社会福祉の二面性」という定式化を基軸として社会福祉労働の理論化をはかった。そこでは、社会福祉は資本主義体制の危機から生み出されたものであり、資本主義体制の展開過程において発生する諸問題を国家対応として「政策的にピックアップ」（真田、1975：29）し、それを「社会問題」として対象化し、社会福祉を制度化、成立させると把握された。そのような体制側による階級統合、体制維持を図る政策意図をもった実践、イデオロギー装置という側面を持つものとして社会福祉をとらえつつも、真田は「資本主義の枠内という限界のもと」であってもなおすべてが体制的实践として一方的に貫徹されるわけではないとする（真田、1975：5）。なぜなら、政策の実施によって政策対象側から人権保障と民主的規制を求める力を触発させることになるからである。

すなわち、社会福祉とは、資本主義体制の展開過程に応じて、社会問題（としての対象化、フレーム化）、政策主体（国家、資本等）、社会運動（市民、労働者等）の三つの次元がからみあいながら動的に制度化、構造化されていくものだと把握された（社会福祉の三元構造）。したがって、社会福祉とは体制維持をはかる政策主体の意図、目標のベクトルと、政策対象側の生活要求、民主化のベクトルとの相互作用によって規定されるという二面性を持つことになる（社会福祉の二面性）。

同様に、社会福祉労働者は体制内部で政策意図を具体化、実践する労働者であると同時に、現実の国民の福祉要求を受け止め、実現化するという二面

性を持つ労働者となる。「社会福祉労働」とは「政策と対象」「政策主体と対象者」を媒介する労働（真田・松田、1975：104）と規定される。またその労働は「政策主体と勤労人民の間の階級対立を社会福祉の領域で集中表現したもの」（真田・松田、1975：105）であるため、両者を媒介する労働は常にその矛盾を内在せざるを得ない。それゆえ、単なる資本主義体制のもとでの賃金労働者にとどまらない特殊性を持つことになる。なぜならその労働現場においては現実の亀裂を解決するために「社会福祉の民主化」という目的に向かって必然的、また客観的条件として、社会福祉労働者による主体的な社会運動が導き出されていくからだとする。その社会福祉労働者の運動と国民的要求に基づく連携が「社会福祉の民主化」の指標でもあると位置づける。

そこから導き出される社会福祉労働者の労働内容とは、「低所得・低収入につながる諸事情を取り除きまたは軽減する」「低所得・低収入を社会的な所得補償で補足する」といった生活の社会化に向けた労働であり、資本主義体制のもとで諸権利が実現できない、その制約を受ける諸個人・家族に対し「民主主義を徹底」する労働である（真田、1975：246）。

このように社会福祉労働論の理論枠組における労働へのアプローチは、資本主義体制における「社会福祉」の規定と、政策主体としての国家（あるいは自治体）との関係において求められる労働が持つ固有の目的と社会的意義を規範的に定義することから始まる。その設定において導き出された本来あるべき規範としての社会福祉労働を参照点として、社会福祉の国民要求の実現実態との距離、社会福祉労働者に発現する矛盾を分析する方法論がとられている。

(3) 保育分野での展開——「社会福祉労働」の言説作用と理論の適用

では具体的に保育分野ではどのように「社会福祉労働」の言説と理論としての社会福祉労働論の応用が行われたのだろうか。1970年代当時の労働運動、社会運動を背景に革新自治体において具体的に労働条件の改善をはじめとする保育政策要求が実現する過程でもあり、労働としての保育が「保育政策と保育要求運動の結節点」（杉山、2002：84）に位置することが実感とともに語り得る時代状況にもあっ

た。先述したように労働現場と実態からのアプローチを土台とする「社会福祉労働者」の言説は保母の労働条件の向上、社会的地位向上という課題を強く意識しており、その点から以下の問題構制を明確化することになった。つまり、子どもの発達保障と家族の生活保障を成しうる内容であるためには何をすべきか（保母の専門性、スキル）、人権の保障とそのための労働が確保される労働環境となっているのか（保育政策、施設基準）、政策・制度に規定された労働条件の低さに対する労働者としての権利要求（労働者性）である。

その当時、保母の労働条件の向上、社会的地位向上に影響を与えた社会福祉労働の言説、議論を杉山は▽「愛と奉仕の活動」から労働者性の確立▽保育労働の肉体的精神的労働にある専門性の解明▽保育労働者の専門性と専門職化の三つに整理する（杉山、2002）。

ひとつ目の労働者性の確立については先述の通りである(2-(1))。ふたつ目の保育労働の肉体的精神的労働の解明とは腰痛、頸肩腕症候群の労災認定、公務災害認定を契機とするものである。個人の体質や生活態度による発病とされてきた疾病を職業病として確定するために、労働組合や研究者により労働衛生の観点から労働実態、施設設備など労働環境の検証が行われた¹⁰。その過程で、劣悪な労働条件や施設設備の問題点が明らかになる一方、だれでもできる「主婦労働」のひとつと見なされていた保母の労働が子どもの心身発達を目的とする連続的精神神経労働であることを明らかにしたものである。また1960年代後半からの保育所の急増もあり、三つ目の保育労働者の専門性と専門職化は保母の資格と養成課程を保母の処遇改善、社会的地位向上といかに結びつけるかという観点から模索された。その過程では保育士法案の試案に向けて全社協保母会による保母の職務分析や給与実態、労働条件に関する調査が行われている。

しかし、社会福祉基礎構造改革によって福祉供給主体の多様化を通じた供給システムの市場化、民営化、商品化への移行と転換が始まると、保育分野でも企業によるベビーシッター派遣や託児所経営、地域住民参加による主婦の社会参加としての保育ボランティアが登場した。社会福祉労働論が前提とする国家に一元化した福祉供給主体と、その関係におい

て媒介労働を担う社会福祉労働者という把握では包摂し得ない領域、労働者が登場したのである。

以下、社会福祉研究として展開した社会福祉労働論の射程と限界を、労働研究の観点から考えてみたい。

(4) 社会福祉労働とはいかなる労働なのか——対人サービス、ケアの労働としての概念化

1970年代当時の主流労働研究、女性労働研究では対人サービスは主要な実証研究の対象ではなかった。主流労働研究ではマクロには日本的雇用、日本の労使関係の特質と構造の解明をテーマとして、製造業ブルーカラー男性労働者を中心とする労働過程と熟練形成、生産様式や雇用システムの変容のうちにある労働の意味の変化を主たる対象にしていた。一方の女性労働研究においても第二波フェミニズムによる方法論、特に80年代後半からのジェンダー分析の方法論が投入される以前の段階にあった。そのため、職業・就業構造における性別職務分離の形成過程、組織における職務のジェンダー化過程や労働過程に貫かれるジェンダー・イデオロギーなど、対人サービスを対象とした労働のジェンダー分析の方法論、理論はまだ登場していなかった。

その意味で、社会福祉労働論は物的生産にかかわらない「労働」をいかに労働として論じるか、社会福祉領域において中心となる対人サービス、ケアをいかに「労働」として把握するかという課題に挑んだ。それは後述するフェミニストによる無償労働の可視化や製造業における賃労働と一致させるような概念化とは異なり、「社会福祉」の規範的概念にもとづいて他の労働とは異なる特性、固有性をとらえる概念化が追究されている。

たとえば副田はマルクスの労働過程論に依拠し、社会福祉労働の労働対象を「人間の自然」とし、直接的に人間——その人格構造や生活構造に働きかけ、その人格構造、生活構造に現れる生活問題としての疎外の法則性を解明し、対応する労働であると把握する（副田、1972）。また、浦辺は「保育労働は保母によって作られた幼児集団と保母との相互関係によって生まれる教育サービスであって、人格から切り離して存在しない」（浦辺、1973：79）として対人サービスにある労働の性格を明確化する。

保育や介護に労働としての固有性や特性を見出す

視角は、今日、改めて専門性評価や熟練、専門的裁量性の担保による質の議論に結びついている。たとえば、介護における「対人格労働」（石田、2004）や保育における「関係性構築労働」（垣内、2002）という把握がそれにあたる。

また、社会福祉労働の固有性として導き出された政策主体の意図・目標とその対象者の要求実現とを媒介する労働であるという定式化も今日的に言えば、構造の変革可能性を構造—主体の相互作用（あるいは「構造の二重性」「再帰性」）から分析する方法論にも通じるだろう。政策意図としての社会福祉政策と労働者主体の制度実践とが互いに規定しあう関係性のうちに、「社会福祉」の体制内制度化過程と変革可能性を歴史的、複眼的に見る方法論が示唆されよう。

(5) 福祉国家の再編と社会福祉労働論の射程——社会福祉労働者の同定とジェンダー

一方で、その媒介労働としての社会福祉労働の定式化そのものが、今日の社会福祉領域における労働実態の把握と分析に制約をもたらしていることも指摘しなくてはならないだろう。「社会福祉政策が営利事業体の参入を認めたことによって、営利事業体のもとで行う労働を社会福祉労働と規定できるのかできないのか」（真田 2002：10）。その真田の問いからも明らかのように、社会福祉基礎構造改革以降の福祉供給の多元化において、社会福祉労働の理論枠組の範疇での社会福祉労働者の同定が困難になっているからである。

繰り返しになるが、社会福祉労働論の登場は社会福祉六法と措置制度の体系化に基づく国家による社会保障制度の整備拡充と、その対応として公務部門を中心とする労働者の増加が見られた時代を背景としている。国家体制との関係において社会福祉は存在し、国家による社会福祉供給体制の内部において社会福祉労働者が登場する——という想定は現実としてもさほど違和感のないものであった。しかし、現在進行するポスト工業社会での社会的再生産ニーズ、対人ケアにまつわる雇用は国家の福祉提供によって拡大しているわけではない。むしろ福祉国家の縮減のもとで国家、市場、家族、サード・セクターのケア供給システムの再編によってインフォーマル／フォーマルに雇用が拡大しているというのが

実態である。

そのようなセクターの境界の不確定性、流動化の進行に対し、単純に「社会福祉労働者」の範囲を拡大することは、規範としての「社会福祉」からその「労働」の固有性が導き出されてきた社会福祉労働論にとって理論上の問題をはらむことになる。真田はその理論上の課題を①事業体が非福祉であれば、部分としての労働のみを切り離れた規定はできない②そのような事業目的に包摂されているとしても使用価値を作り出している労働として規定できる③営利事業体ゆえに排除され生存保障から放置される状態をつくりだすものを社会福祉労働といえるか——の三つに整理しているが（真田、2002）、これを厳密にあてはめれば、対人ケアサービスに携わる「労働」の多くを排除することになる¹¹。

その意味で、社会福祉労働論の理論枠組は、規範としての「社会福祉」を前提に「社会福祉労働者とはだれか」を厳密に規定することで分析対象となる「労働」とその行為内容の評価を硬直化し、分析の射程を狭める危険と隣り合わせになっている。ただし、ケア労働の不安定雇用と低処遇が広がっている状況に対し、セクターの境界性の不確定性、流動性がケアの担い手にも受け手にも望ましい労働のありようにどのような影響を与えるのか。規範的なケア労働やケア労働の社会的価値という観点をいかに労働分析の説明変数として変換しうるのかという課題が潜んでいると言えるだろう。

また、社会福祉労働論の三元構造という理論枠組からとらえれば、90年代以降の福祉国家の再編がもたらした「社会福祉労働」の変質とゆがみは、規範としての「社会福祉」を参照点としての異議申し立て、あるいは国民運動の契機としてとらえられている（加藤、2002）。

そこでは「社会福祉」はジェンダーニュートラルなものとして措定され、日本の資本主義体制が前提とするジェンダー関係への視点はない。笹谷はその点をこう指摘する。社会福祉はそもそも「現代の日本の男性優位の資本主義システムは女性の私的・公的双方の領域における無償あるいは有償であるとしても安価な女性のケア労働に補完されて成立している」（笹谷、2004：23）。しかし、社会福祉労働論では、保育・介護分野の担い手が女性であることへの着眼はあるものの¹²、社会問題—政策・制度—運動

という三元構造である社会福祉がもたらしたジェンダー不平等な労働編成の諸要因は政策主体、制度・政策の問題に回収され、結果、生産領域と再生産領域とのジェンダー化された労働編成のもとにある「社会福祉」そのものは不問に付す枠組となっている。

また、その枠組における福祉労働者は社会福祉の二面性がもたらす労働過程の矛盾から形成される「運動主体」という側面が強調されているものの、労働としての行為の評価や主体の形成過程におけるジェンダーの介在、職場コミュニティないしは組織における権力作用としてのジェンダーによって形成される労働主体はその射程には見られない。

このように、社会福祉労働論は「社会福祉」という規範的な概念枠組をまづもって設定するため、社会福祉をその供給システムを支える公／私区分、無償／有償の労働配置という観点はない。その点を労働研究として反転させるならば、公／私区分、無償／有償の労働配置とそのジェンダー不平等な労働編成によって成立している福祉供給システムこそが労働政策であり、分析の対象として浮かび上がることになる。

3. 労働のセクター間の流動化と境界の不確定性をめぐって——労働、福祉国家のジェンダー分析

では、規範的ケア労働に埋め込まれたジェンダー・イデオロギーを見すえつつ、ケア労働の社会的編成のマクロな過程とミクロな主体形成との相互作用をいかに連結してとらえることができるのだろうか。ケア労働の持つセクターの境界性の不確定性、流動性はケアの担い手にも受け手にも望ましい労働のありようにどのように影響し、とりわけ女性にとってどのように作用しているのか。以下、労働のジェンダー分析の方法論をたどってみよう。

(1) 労働のジェンダー分析の方法論——労働過程におけるジェンダー構築と主体のジェンダー化

フェミニズムによる労働分析の特徴とその貢献は家庭内労働の可視化を通じた労働概念の問い直しと、無償労働と有償労働との連関への着眼にある。

70年代のマルクス主義フェミニストは資本制経

済のもとでの女性抑圧の物質的基礎として、経済単位としての近代家族内部の分析に向かっていった。Delphy は農場における女性の労働は無報酬であるばかりか、GNP からも除外されていることを例に挙げ、生産概念の組み直しを主張した。家族内の搾取を当然のように不可視化して組み込む公式統計のありかたと、「家父長制」の主要な要素としての男性による妻の労働の領有が焦点化したのである (Delphy, 1977→1984, 1978→1984=1996)。

その観点を Hartman は雇用労働に転じて、議論をさらに展開させた。資本制と家父長制のパートナーシップの産物としての家族賃金に着目し、「家族賃金」という考え方が男性労働者中心の労働組合が女性労働者を排除し、労働市場への参入規制をする際の主要なイデオロギーになっていると説明した。重要なのは職場という組織は男性、女性、人種、年齢、配偶者関係という特定の社会的関係とその相互関係によるヒエラルキーを形成する場であるという論点の提示である (Hartmann 1976→1991: 52=1991)。

その論点は、家父長制的社会関係を家庭内の女性の労働からのみひもとくのではなく、資本制の中に見出し、そこで形作られるジェンダー、人種のヒエラルキーのありようをとらえる方法論への転換と言える。その分析視角と着眼点によって具体的な職場、組織自体で作用するジェンダー関係の実証分析が蓄積されていった。その際、分析のカテゴリーとしてのジェンダーの登場によって (Connell, 1987=1993, 2002=2008; Scott, 1988=1992)、ジェンダーとは社会的に構築された性カテゴリーというだけでなく、社会関係の構成要素であり、社会的に構築された差異を基礎とした権力関係であるにとらえる分析と方法論が展開することになる。

その特徴は、女性と組織をテーマにした初期の代表的な研究である Kanter の『組織における男と女』(Kanter, 1977=1995) に対するジェンダー分析からの検証をみるとわかりやすい。

Kanter は組織のマイノリティ (女性、非白人) が能力発揮や昇進を阻まれるのは行動特性や能力差ではなく組織の構造にその要因があることを立証しようとした。男性中心のホモソーシャルな組織で働くマイノリティが定着・受容されるためにとるステレオタイプな行動 (トークニズム) や黄金の三割

(組織においてマイノリティが一定程度の影響力を持つための数的割合) が導き出され、カンターモデルとして今日の企業におけるダイバーシティマネジメントやポジティブアクションにも取り入れられる重要な知見を導き出している。

しかし、ジェンダー分析という観点から見れば不十分な点が多く残されるとして Acker は以下のように指摘する (Acker, 1990)。Kanter は男性的原則が組織の構造を支配していると洞察しながら、組織構造の数的作用をトークンであるマイノリティ全般 (含マイノリティの男性) にも、女性が大多数を占める組織についてもあてはめてしまい、その数的バランスを変えればマイノリティが活躍する組織変革がなせると想定する。その想定はしかし、男女比など組織構造いかににかかわらず存在する権力関係としてのジェンダーの作用を見過ごし、ジェンダー構造の再生産——職務分離や賃金、就業パターンの差異を個人の選択、選好の結果として差し戻してしまうことになる。

したがって、ジェンダーの分析視点は、組織をジェンダー中立的な現象とはとらえず、女性を分析対象にすればジェンダー分析であるとはしない。組織は性分業を形成する場であり、所得や社会的地位のジェンダー不平等と深く関係している。そこで労働を通じた主体のアイデンティティの形成もなされる。つまり、組織は「広く流布されるジェンダーについての文化的イメージを新たに生産し、再生産する、一つのアリーナ」(Acker, 1990: 140) である。労働研究へのジェンダー分析の導入は、男性、女性にとっての組織や労働の意味、経験の作られかたへの着目である。組織のジェンダー化プロセスあるいは労働過程におけるジェンダー形成過程の分析は、その組織や職場でジェンダー関係が組織だてる労働の秩序化とその変容の道筋に迫る作業なのである。

同時にミクロレベルの探求も進み、組織、労働過程における主体形成のジェンダー化プロセスへの着眼によって、女性の仕事とされるケア労働、対人サービスの分析アプローチも豊富化していった。たとえばホックシールドは「感情労働」という概念によって、労働過程において統制管理される適切な感情と感情操作、商品としての感情のジェンダー化のプロセスを明らかにした (Hockschild,

1983=2000)。Fernstermaker & West は自己の表出や印象管理としてジェンダーを積極的に行為し、構築する“doing gender”（ジェンダーする）（Fernstermaker & West 2002）という概念を導き出している。また、Witzらはアパレルブランドの販売店員、高級ホテル等の接客・サービス産業の労働に商品・組織のイメージを身体化し、表出する労働を見出し、審美的労働（aesthetic labor）として概念化した（Witz et. al, 2003）。

このような労働を通して主体のなかで起きる公私区分の流動化と境界の揺らぎは労働過程で起きるプライベートな感情や身体への浸食でもある。これら研究はポスト工業社会において増大する対人サービスが労働者の感情、身体を提供可能な商品として主体に深く浸透していくプロセスを解明する概念、方法論を提供している。

(2) 福祉供給主体の多元化と社会的ケア——福祉国家のフェミニスト分析の着眼点

福祉国家のフェミニスト分析は「福祉国家の政策がどのようにジェンダーを構築し、ジェンダー関係の秩序（および再秩序化）においてどのような力をもつのか」（Sainsbury, 1999: 4）という論点からそのマクロレベルの方法論、分析概念を展開させた。そこで導入されたのが家族であり、既存の福祉国家研究において不可視化された家庭内での家事・ケアという再生産労働である。所得喪失のリスクに対する保障など福祉国家が提供する社会保障に男性労働者は有償雇用を介してアクセスし、「社会的市民権」を得る。しかし、家庭内で無償労働を担う女性はたとえ有償雇用についてとしても市場において男性と同等の地位にはない。そうした女性労働者が置かれた状況から社会政策のジェンダー化作用に迫り、制度・サービス供給に対するジェンダー間のアクセス格差とその資源配分の不平等性を問題にしたのである（Orloff, 1993; Sainsbury, 1999）。その際、主流の福祉国家・レジーム研究の主たる分析対象が所得保障であったのに対し、フェミニスト福祉国家分析は男性稼ぎ手モデルからの離脱の程度、女性個人の自立の程度など女性の社会的市民権の保障を指標にケアにまつわる現金給付、社会サービスの分析から福祉レジームの再類型化を行った（Lewis, 1992; Ostner & Lewis, 1995; Orloff, 1993;

Sainsbury, 1999）。

さらに、90年代から先進諸国で進行した福祉国家の再編とともに福祉多元主義、福祉ミックス論が登場し、それに対応するケア供給に関するジェンダー分析の枠組も模索された。国家、市場、家族、さらにコミュニティないし非営利部門を取り込み、福祉供給の協業と役割分担を位置づける過程ではケア供給のセクター間の境界の再編と供給手段の公／私、無償／有償、フォーマル／インフォーマルの流動化が起きる。その点に着目したのである。

Daly & Lewis (2000) は国家、市場、家族、コミュニティというセクター間で起きるケア供給をめぐる分配の変更に対し、国家を軸に編成される「社会的ケア」という分析枠組を提示した。多元化のもとでなお、「ケア」とは何であるかを決定し、マクロレベルとミクロレベルでの一連の社会関係を形成する国家の役割と機能に着目したのである。また当該社会での社会的ケアの特性をとらえるために分析レベルを三つに分けた。「(有償／無償、インフォーマル／フォーマルに区分された) 労働」「(ケア供給の責任と義務に関する) 規範」「(経済的、財政的、精神的) コスト」である。この三つの次元から、国家、市場、家族、サード・セクターに期待される役割、機能、それに基づくケア供給が配置、分配をとらえられる枠組である。ジェンダー分析としての重要性は、そのケアの配置にあたっての公私区分、インフォーマル／フォーマル、ペイド／アンペイドの境界の流動化の背後に福祉国家のジェンダー・イデオロギーとその歴史的脈があるという視点である。

一方、Gottfried は福祉国家が国家・市場・家族に配置するケア供給と労働における性分業との間に密接な相互関係ないし緊張関係があるという把握から、フェミニスト福祉国家・レジーム研究と労働のジェンダー分析とを統合する方法論を追究している（Gottfried, 2006; Gottfried & O'Reilly, 2008; Gottfried, 2013）。

Gottfried & O'Reilly (2008) では Soskis らの資本主義の多様性を類型化する「生産レジーム」論（Soskis & Hall, 2001=2007）を念頭に、調整型市場経済（CME）に分類される日本とドイツを対象に、CMEにおける労使関係、賃金・雇用管理システムと福祉国家によるケア供給体制とがどのように

母親の労働時間をめぐる実践、職業生活と家族生活とを調整する戦略に影響しているのかを分析している。生産システムの指標としてパート比率、労働組合の加入率、低賃金労働者比率を置き、ケア供給に関しては制度、ケア分業、労働時間実践という三つのレベルを置いて、その双方の連関から男性稼ぎ手モデルの強弱を見るという方法論をとっている。男性稼ぎ手モデルが強固な場合はケア供給の制度的中枢は家族におかれ、ケア労働は女性にゆだねられ、労働時間実践においては男性単独稼ぎ手となる。反対にそれが最も弱い場合はケア供給の制度的中枢は国家であり、ケア労働は公的ケアサービスにゆだねられ、労働時間実践は「共働き」となる。その際、女性によるパートタイム就労による働き方の調整は必ずしも男性稼ぎ手モデルを崩す労働時間実践ではなく、女性が子どもや高齢者のケアを担うための戦略を導く修正共稼ぎ型に分類されている。

(3) 無償労働／有償労働——ケアワーク、労働の相互代替性概念への批判

これら「社会的ケア」の概念に見られる福祉レジームのジェンダーアプローチが、福祉国家によるケア供給体制の再編をケアの供給主体のセクター変更やセクターへの配分変更としてとらえることへの批判もある。いわば、ケアワークのセクター間に相互代替性を見ることは、ケアはだれがやっても同じでだれでもできると言っているに等しいという指摘である。

Mossらはフォーマルなケアサービスとそれを担う有償のケアワーカーは、世帯内部での無償の（女性）ケアラーと代替可能であるという考え方を暗黙のうちに前提していると批判する。保育職、幼児教育職は多様であり、幼児教育・保育分野での専門職としての発展過程と職務も国によって異なる。ケアを担う人々の多様性に基づいて具体的なケアの内容、世帯内での行われる無償のケアと有償ケアがその内容においてどのように違うのか。その視点を欠落させた議論は質や特性の理解に貢献しないばかりか、そうした貧弱な概念が政策やケアの実践の目的にかなっているのかという指摘もしている（Moss et. al., 2006 : 6-7）。

同様の含意が労働概念の拡張を批判的に考察したHimmelweitの議論からも読み取れる。フェミニス

トによる無償労働の「発見」は生産領域での有償労働のみを労働とする「労働」概念への異議申し立てにある。それにより公私の区分、再生産／生産領域の境界によって不可視化される女性の貢献を有償労働と対応させて評価する方法論を生み出した。しかし、そうした労働概念の拡張は無償労働を既存の経済学に依拠した経済評価、金銭換算可能な「労働」概念に一致させたため、有償労働との代替性ではとらえられない無償労働の価値——ケアすることにある他者との情緒的な関係性や充足感を広義の労働概念から排除することにつながっているという指摘をしている（Himmelweit : 1995=1996）。

ケアワーカーの量的確保を目的に日本においても子育て経験のある主婦のための雇用創出としての参入ルートの整備がなされている。専門的資格の意味と実態が掘り崩されている一方で、家族支援領域におけるより高い専門性が必要とされており、以上の指摘は今後、益々重要な論点になると思われる。

(4) 関係としての労働概念——Glucksmannの「労働の全社会的組織化」

労働の境界の不確定性、可変性はケア供給体制の再編という領域でのみ起きていることではなく、ポスト工業社会の労働全般に見られることでもある。たとえば子育て中の保育者が自宅で有償の保育提供を行っているケースではインフォーマル／フォーマル、有償／無償が必ずしも明確に境界づけられ、分離されていない（Tuominen, 2003）。“doing gender”や「感情労働」のように職業と労働過程、自己のアイデンティティが分かちがたく結びついている場合、公私の境界づけは難しい。IT化によって有償労働、雇用労働の時間も、労働が行われる空間も単純に二分することが難しくなり、有償労働そのものの把握、領域があいまい化している（Perron, 2003）。

このような労働概念の揺らぎと無償／有償、公／私、インフォーマル／フォーマルという境界の可変性をGlucksmannは「労働の全社会的組織化」（TSOL : Total Social Organization of Labour）という分析枠組でとらえようとした。労働は時代や社会、その担い手や行為が行われる場所によって、その活動が「非労働」（non-work）に区分されたり、有償労働とされたりと、歴史的、空間的、経済

的、社会的諸関係に埋め込まれ、制度化されている。このような労働を関係概念としてとらえ、ある社会の経済空間・諸関係のもとで「労働がさまざまな構造、制度、活動、人々の間で分割され割り当てられ」(Glucksmann 2000=2014: 27)、それが一つのものとして統合されていくありようを「労働の全社会的組織化」として把握しようとした。無償/有償、公/私、インフォーマル経済/フォーマル経済、生産/再生産、労働/非労働という区分、領域、制度、セクターに労働がどのように配置されているのか。その境界の変化や不確定性を連関、結合、交差、布置連関、パターン、ネットワークとして分析し、その時代や社会、地域での労働の全体としての統合、組織化のうちにあるジェンダーなど社会的諸関係に基づく分業や社会構造を見ようとする (Glucksmann 2005: 21-22)¹³。

その際、Glucksmann は労働の組織化の構成を四つの次元に分けることで労働の相互連関をとらえる枠組を作り上げている。

第一の次元は、経済的諸過程を横断する労働諸活動の相互連結性である。その次元では生産/供給、分配、交換、消費がフォーカスされ、新たな技能や技術革新、新商品の登場によって生じる分業、職業構造の変化など「労働」を構成する要素の変化をとらえるとする。第二の次元として社会経済の様式を挙げ、(福祉国家再編過程における医療、介護、保育に見られるような) 有償労働—無償労働間、市場—非市場間、フォーマル経済/インフォーマル経済間の関係性の変化をとらえるとする。第三の次元が感情労働、ケア労働、ボランティア活動に見られる非労働と労働の相互浸透性、境界、分節化が対象となる。第四の次元は時間性 (temporalities) である。ここでいう時間性とは生活時間調査に用いられる線形の時計時間である「クロックタイム」だけではない。ある特定の社会関係を秩序だてる社会的時間 (Sorokin & Merton, 1937) であり、継続性、同時性、シーケンス、リズム、時間の分節化といった社会構造と諸個人の実践によって創出され、体験されるものとしての時間を指している (Glucksmann, 2000)。その意味で、時間性 (temporalities) はさまざまな労働の結びつける糸として、先の三つの次元を統合する働きを持つものだとする¹⁴。

このようにして、「労働」概念そのものがある特定の社会的諸関係と経済社会様式の中で形成され、変化すると指図することで、マクロ、ミクロに分業化された労働の連結のパターンのうちにあるジェンダーと女性への影響を分析する方法論を提供していると言える。

4. 方法論への示唆と今後の課題

以上、保育提供の場に交差する労働諸活動とそのジェンダー間・ジェンダー内部の労働の社会的結合の態様を分析する方法論と理論枠組を整理する観点から日本における社会福祉労働論、および英米圏の専攻研究を中心に労働のジェンダー分析の方法論とフェミニスト福祉国家分析を概観した。示唆されたのは以下である。

まず社会福祉労働論は 90 年代以降の社会福祉基礎構造改革における福祉供給主体の多様化によって「社会福祉労働者」の同定そのものに揺らぎが見られ、「労働」の領域横断性と境界の不確定性をいかにとらえるかという方法論に関して言えば、分析対象の射程に限界があることを指摘した。しかし、労働研究の視座から反転させると、多元的な社会福祉供給性体制を成立させるための国家による労働の再配置という課題に結びつく。

またジェンダー視角からの労働研究、福祉国家研究は、いずれもポスト工業社会における第三次産業の増大と労働の変化によって福祉国家が前提とした完全雇用と男性を稼ぎ主とする家族の変容がいかなる形でジェンダー分業を再編し、またそれがいかなる形で女性に作用しているのかという関心から研究が進められていることを確認した。

そこでは「労働」の領域横断性と境界の不確定性をとらえるにあたってセクター間で代替可能なものとして概念してケアの分業体制の変化ないしは労働の流動化の態様にある特性を把握することへの批判的考察がなされていた。むしろ、重要なのは代替可能なものとして労働を配置し、流動化を促す権力——国家ないし政策の作用とその背後にあるジェンダー・イデオロギーをとらえるということである。社会福祉労働論が重視する「社会福祉」の規範的要素と実際の労働との対応関係とも呼応する部分であろう。

以上を本稿の目的との対応関係で敷衍するならば、公的保育制度という装置を媒介して、ナショナルなレベルで歴史的に構造化されるマクロな労働の社会的編成と、実践の場であるローカルな文脈に位置付けられたアクターからの労働の区分、境界をめぐる追認、離反、抵抗との相互作用を統合的、動的にとらえる方法論が示唆されることになる。また、公的保育制度の揺らぎがいかなる形で「労働」を無償／有償、公／私、インフォーマル／フォーマル、労働／非労働を再区分、新たに境界づけていくのか。その際、時間性という次元の挿入によって、ミクロなレベルでの労働時間と保育時間との間にある個々人の体験としての緊張関係、マクロな社会全体の時間体制 (temporal regime) における労働間の緊張関係を焦点化する方法論も拓かれるのではないか。なお、方法論の検討にあたっては「ケア」概念の整理と、いわゆるワーク・ライフ・バランス論に見られる労働概念とそのインターフェイスの設定の精査という作業が残されており、今後の課題として提示しておきたい。

注

- 1 なお Leira は保育サービスではなく家庭で育児をする親に支払われる在宅育児手当 (Cash benefit for parental child care) について、家庭内での育児労働に現金が支払われるという意味で「商品化」になるが、育児を「家族化」する政策であり、ジェンダー平等を推進するかどうかは議論の余地があるとしている (Leira, 2002)。
- 2 14 か国を比較した Meyers et al. (1999) は育児休業制度の充実度が高くても、公的保育サービスの供給が限定されている国では母親の就労率が高まらないことを発見し、育児休業政策と公的保育サービスは母親の就労にとって代替的な効果を持たないとする。同様に、19 か国を対象とする比較国家分析では公的保育は女性に雇用可能性をもたらすが、3 年以上の育児休業は女性の雇用を抑制することが確かめられた (Pettit & Hook, 2005)。貧困格差の是正に公的保育がプラスに働くことも確認されている (Misra et al., 2007)。
- 3 2003 年 8 月の厚生労働省「次世代育成支援施策のあり方に関する研究会」(座長・京極高宣) の報告書「社会連帯による次世代育成支援」ではコスト等の観点から育児休業とゼロ歳児保育の連携・整合性を求めている。また、介護保険制度にヒントを得た佐賀県育児保険構想試案、鈴木真理子による育児保

険構想 (鈴木、2008) では現金給付 (児童手当、在宅育児手当) と現物給付 (保育所、ベビーシッター派遣業者等育児保険サービス事業者による保育サービス) の選択給付が提案されている。この構想は子ども手当 (現児童手当) の天引き制度や、子ども・子育て支援新制度にも一部とり入れられている。

- 4 90 年代、カナダで進められた国民医療保険改革と医療の民営化の過程で、組織されていないヘルスワーカーと組織された看護師の間でエスニティーを巻き込んで同様の現象が起きた。女性内部の序列化をとまなうケアの連鎖と「専門的」で「支払われる価値のある」ケアの区分を強化することとなった (Armstrong & Armstrong, 2005)。介護分野での職種のヒエラルキーとそのジェンダー化過程については笹谷 (2000)。笹谷はケアワークの低処遇は主婦労働の延長であるとする低評価にのみ起因するのではなく、医療を頂点とする介護労働の「知識体系」によってもたらされたジェンダー・バイアスが作用していることを指摘している。介護保険導入後、後発のケアワーカーであるヘルパーが職業階層の最下位へと振り分けられていく過程で、ヘルパーの専門性は実際の労働から導き出されたのではなく、医療 (医師) を頂点とする知識体系によって評価されていったのである。
- 5 看護師、介護士候補者の受け入れについては介護福祉士協会などの反対にもかかわらず、国内外からの「人材確保」を目的に准介護福祉士の資格導入も行われた。介護福祉士資格は、介護労働の専門性と質向上、社会的認知を目指し、国家資格として導入されたにもかかわらず、介護の量的質的確保はその資格者の質向上と介護労働への評価の改善ではなく、担い手の「二重構造」と「再生産の国際分業」によって解決が図られようとしている (伊藤、小ヶ谷、2008)。日本でのフィリピン人家事労働者の雇用実態については菅沼 (2008)。
- 6 社会福祉基礎構造改革と 90 年代末から顕著になったケアの市場化によって介護労働者、保育労働者の非正規化と労働条件の劣悪化が進んだことから、社会福祉労働論を実態把握の方法論として再評価し、参照する研究動向が近年、見られる (浅井・金澤、2009; 垣内・東社協保育士会、2008 など)。
- 7 本質論争については以下を参照されたい。一番瀬康子 (1965) 「戦後社会事業論史研究所説」日本社会福祉学会編『社会福祉学』、真田是 (1975) 「社会福祉の現状と社会福祉労働論、社会福祉技術論」同編著『社会福祉労働』法律文化社。
- 8 1953 年に社会事業に携わる労働者の全国的な労働組合「日本社会事業職員組合」が大阪府社会福祉協議会職員組合、関目学園職組合 (大阪)、全国社会

- 福祉協議会連合会職員組合、日本社会事業短期大学労働組合の四労組によって結成された。鷺谷はその結成に携わり、特に東京支部で保育所保母の組織化に尽力した。
- 9 同書は1968年発表の『社会事業従事者』を1978年、『社会福祉労働者』と改題し、再刊したものである。改題にあたって、鷺谷は発表当時、「社会福祉労働者」としての問題提起は一般になじまない状況にあったが、1978年段階においては「社会福祉労働者」の用語も定着し、日本社会事業職員組合が日本社会福祉労働組合へと名称変更したことなどを理由としてあげている。
 - 10 横田昌子・細川汀（1972）『保母の労働と職業病』ささら書房。その他、保育労働者としての職務、労働実態を扱ったものとして土方康夫（1973）「保育の国民的課題と保育労働者の任務」「福祉問題研究編集委員会編『社会福祉労働論』鳩の森書房、浦辺史他編著『未来を育てる保育労働者』（1980）学習の友社など。また労働省婦人少年局による労働実態調査として『第八回婦人労働問題研究会議結果要約—保母の職業的地位を高めるために』（1960）、『児童福祉施設に勤務する保母等の労働実態調査結果報告』（1967）などがある。
 - 11 たとえば、浅井は「厳密に言えば、福祉サービス産業で働く労働者（たとえば有料老人ホームの寮母職や産業カウンセラーなど）は福祉サービス労働者であって、国家責任の原則に基づいて社会福祉領域で雇用されている社会福祉労働者ではない。社会福祉労働者と福祉サービス労働者は正確に規定しておくことが必要である」（浅井2002：43）と述べている。
 - 12 「社会事業者の低賃金を彼らだけの特殊な現象として、他の労働者の賃金と切り離して考えることは間違いである。社会事業従事者の低賃金はとくに日本の女子労働者の低賃金と関係がある」（鷺谷、1968→1978：119）と述べ、日本の女性労働者の低賃金と保育をはじめとする労働の担い手の低賃金労働との関係を指摘している。浦辺も「社会福祉が特定階層の家事労働の社会化であり、主婦の仕事の職業化であった。無償労働の主婦の職業化として婦人が大多数を占める福祉労働の低賃金を形成している」（浦辺、1973：81）と述べる。社会福祉が女性の労働によって編成され、そのひとつの帰結として「他人の子は保育するが自分の子は育てられないなげき」と「結婚までの若い保母の青春のエネルギーによってかろうじて支えられている」（浦辺、1973：102）という実態を強調している。
 - 13 TSOLを用いたGlucksmannによる代表的な事例としては戦間期のランカシャーにおける女性織工と臨時雇いの女性たちの間で行われた労働の交換、連

結を分析した *Cottons and Casuals* (Glucksmann, 2000)。コールセンター、小売り業での労働編成への応用や1950年代から60年代の新興産業で働く女性組立ライン工の調査から、大量消費時代のマクロな労働の組織化の分析も行なっている (Glucksmann, 1990)。

- 14 時間とジェンダーに関する先駆的な研究として Davies (1989)。スウェーデンの女性失業者の日常生活の聞き取りから、女性の同時多発的な時間性とその組織化、それによる労働者としてのアイデンティティ形成を抽出し、クロックタイムの抑圧性と男性中心性を主張した。また、フェミニスト経済学の観点から Folbre (2004) が機会費用という概念を用いた Becker の「時間配分」の理論を批判する。市場での時間価値と育児の時間価値、つまり女性が家庭にとどまることと市場財を購入あるいは労働で得る賃金との損得から女性が自らの行動を合理的に決定するという Becker のモデルに対し、そもそも時間は社会的制度であり、女性にとって社会的規制の側面を持つことを指摘した。

(参考・引用文献)

*注において明記している文献は除いている。

- 浅井春夫、金澤誠一編著（2009）『福祉・保育現場の貧困』明石書店
- 浅井春夫（2002）「福祉労働者と福祉労働」真田是監修、植田章他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版
- 石田一紀（2004）『介護福祉労働論』萌文社
- 伊藤るり、小ヶ谷千穂（2008）「経済連携協定署名後の日比両国における展開」伊藤るり、足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉』作品社
- 浦辺史（1969→1973）「社会福祉労働者の課題」「福祉問題研究」編集委員会編『社会福祉労働論』鳩の森書房
- 浦辺史（1973）「社会福祉労働の現状」「福祉問題研究」編集委員会編『社会福祉労働論』鳩の森書房
- 垣内国光（2002）「市場化路線のもとでの福祉労働者の現実」真田是監修、植田章他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版
- 垣内国光、東社協保育士会（2008）『保育者の現在——専門性と労働環境』ミネルヴァ書房
- 加藤蘭子（2002）「社会福祉政策と福祉労働」真田是監修、植田章他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版
- 北明美（2010）「児童手当におけるジェンダー」木本喜美子他編著『社会政策の中のジェンダー』明石書店
- 北明美（2011）「『子ども手当』の変質と維持されるジェンダー・バイアス」『女性学』Vol. 19

- 笹谷春美 (2000) 「「伝統的女性職」の新編成—ホーム労働の専門性」木本喜美子、深澤和子編著『現代日本の女性労働とジェンダー』ミネルヴァ書房
- 笹谷春美 (2004) 「福祉労働のジェンダー課題—介護労働の専門性」杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房
- 真田是 (1975) 「社会福祉の現状と社会福祉労働論、社会福祉技術論」真田是編『社会福祉労働—労働と技術のために』法律文化社
- 真田是 (1975) 「社会福祉における労働と技術の発展のために」真田是編『社会福祉労働—労働と技術のために』法律文化社
- 真田是・松田真一 (1975) 「労働・技術・運動」真田是編『社会福祉労働—労働と技術のために』法律文化社
- 真田是 (2002) 「いま「社会福祉労働」を問う意味」真田是監修、植田章他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版
- 真田是編著 (1975) 『社会福祉労働—労働と技術のために』法律文化社
- 菅沼櫻子 (2008) 「日本で働くフィリピン人女性家事労働者」『女性労働研究』第52号
- 杉山隆一 (2002) 「保育労働の現実と課題」真田是監修、植田章他編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版
- 鈴木真理子 (2008) 「子育て基金・育児保険の意義と可能性」汐見稔幸編集代表『子育て支援の潮流と課題』ぎょうせい
- 副田義也 (1972) 「福祉労働論の基本的枠組」『社会福祉研究』No.10 (1972年4月)
- 萩原久美子 (2008) 『「育児休職」協約の成立—高度成長期と家族的責任』勁草書房
- 萩原久美子 (2010) 「「両立支援」政策におけるジェンダー」木本喜美子他編著『社会政策のなかのジェンダー』明石書店
- 萩原久美子 (2013a) 「子ども手当——チルドレン・ファーストの蹉跎」日本再建イニシアティブ『民主党政権 失敗の検証——日本政治は何を活かすか』中央公論新社
- 萩原久美子 (2013b) 「育休3年——希望か、それとも女性の足かせ、あるいは保守主義家族観の台頭か」『女たちの21世紀』No.75
- 萩原久美子 (2014) 「ジェンダー、ケア労働、労働組合——日本における保育士の集団的ヴォイスの行方」第18回ソーシャル・アジア・フォーラム「労使関係の両極化と社会の持続可能性」
- 森川美絵 (2004) 「ケア・ワークの評価」論の視座—欧米における研究の検討」人文学報No.350
- 鶯谷善教 (1968→1978) 『社会福祉労働者』ミネルヴァ書房
- Acker, J. (1990) "Hierarchies, Jobs, Bodies: A theory of Gendered Organizations", *Gender & Society*, Vol.4, No.2.
- Armstrong, P. and Armstrong, H. (2005) "Public and Private: Implication of Care Work" in Glucksmann, M. (ed) *A New Sociology of Work?* Blackwell.
- Armstrong, P., Armstrong, H. and Scott-Dixon, K. (2008) *Critical to Care: The Invisible Women in Health Services*, University of Tront Press.
- Beechey, V. (1987) *Unequal Work*, Verso. (高島道枝、安川悦子訳『現代フェミニズムと労働』中央大学出版部、1993年)
- Chang, G. (2000) *Disposable Domestic: Immigrant Women Workers in the Global Economy*, South End Press.
- Connell, R. W. (1987) *Gender and Power*, Polity. (森重雄他訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』三交社、1993年)
- Connell, R. W. (2002) *Gender, Polity*. (多賀太監訳『ジェンダー学の最前線』世界思想社、2008年)
- Daly, M. and Lewis, J. (2000) "The Concept of Social Care and the Analysis of Contemporary Welfare States", *British Journal of Sociology* Vol.51, No.2.
- Davies, K. (1989) *Women and Time: Weaving the Strands of Everyday Life*, Grahns Boktyckeri.
- Delphy, C. (1977) *The Main Enemy*, WRRRC pamphlet (→1984) *Close to Home: A Materialist Analysis of Women's Oppression*, translated and edited by Leonard, D., The University of Massachusetts Press. (井上たか子他訳「主要な敵」『何が女性の主要な敵なのか—ラディカル・唯物論的分析』勁草書房、1996年)
- Delphy, C. (1978) "Travail Menager ou Travail Domestique?" in Michel, A. (ed) *Les Femmes dans la Societe*, PUF (→1984) *Close to Home: A Materialist Analysis of Women's Oppression*, translated and edited by Leonard, D., The University of Massachusetts Press. (井上たか子他訳「家事労働か、家内労働か」『何が女性の主要な敵なのか—ラディカル・唯物論的分析』勁草書房、1996年)
- Ellingsaetar, A. L. (2007) "the Norwegian Childcare Regime and Its Paradoxes" in Ellingsaeter, A. L. and Leira, A. (eds) *Politicising Parenthood in Scandinavia*, The Policy Press.
- England, P. & Folbre, N. (1999) "The Cost of Caring," *The Annals of the American Academy of Political Science*, No.561.

- Fernstermaker, S. and West, C. (eds) (2002) *Doing Gender, Doing Difference: Inequality, Power, and Institutional Change*, Routledge.
- Folbre, N. (2004) "A Theory of the Misallocation of Time" in Folbre, N. and Bittman, M. (eds) *Family Time*, Routledge.
- Gottfried, H. and O'Reilly, J. (2008) "Institutionally Embedded Gender Models: Re-regulating Breadwinner Models in Germany and Japan" in Gottfried, H. and Reese, L. A. (eds) *Equity in the Workplace: Gendering Workplace Policy Analysis*, Lexington Books.
- Gottfried, H. (2006) "Feminist Theories of Work" in Marek Korczynski, Randy Hodson, Paul Edwards (eds) *Social Theory at Work*, Oxford University Press.
- Gottfried, H. (2013) *Gender, Work, and Family: Unpacking the Global Economy*, Polity.
- Glucksmann, M. (1990) *Women Assemble: Women Workers and the 'New industries' in Inter-war Britain*, Routledge.
- Glucksmann, M. (2000) *Cottons and Casuals: The Gendered Organisation of Labour in Time and Space*, Sociology Press. (木本喜美子監訳、宮下さおり、萩原久美子他訳『労働の社会分析——ジェンダー、時間、空間』法政大学出版局、2013年)
- Glucksmann, M. (2005) "Shifting Boundaries and Interconnections: Extending the 'total social organization of labour'" in Glucksmann, M. (ed) *A New Sociology of Work?*, Blackwell.
- Hartmann, H. (1979) "The Unhappy Marriages of Marxism and Feminism: Towards a More Progressive Union.", No.8→ in Sargent, L. (ed) (1981) *Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*, South End Press. (田中かず子訳『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』所収、勁草書房、1991年)
- Himmelweit, S. (1995) "The Discovery of "Unpaid Work": The Social Consequences of the Expansion of "Work" ", *Feminist Economics*, Vol.1, No.2. (久場嬉子訳「"無償労働"の発見: "労働"概念の拡張の社会的諸結果」日米女性ジャーナル No.20, 1996年)
- Hochschild, A. R. (1983) *Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*, University of California Press. (石川准、室伏垂希訳『管理される心—感情が商品になるとき』世界思想社、2000年)
- Hochschild, A. R. (2003) "Love and Gold" in *the Commercialization of Intimate Life*, University of California Press.
- Kanter, R. M. (1977) *Men and Women of the Corporation*, Basic Books. (高井葉子訳『企業の中の男と女』生産性出版、1995年)
- Leira, A. (2002) *Working Parents and the Welfare State: Family Change and Policy Reform in Scandinavia*, Cambridge University Press.
- Lewis, J. (1992) "Gender and the Developments of Welfare Regimes," *Journal of European Social Policy* Vol.2, No.3.
- Meyers, M., Gornick, J. C. and Ross, K. E. (1999) "Public Childcare, Parental Leave, and Employment" in Sainsbury, D. (ed) *Gender and Welfare Regimes*, Oxford University Press.
- Misra, J., Moller, S. and Budig, M. (2007) "Work-family Policies and Poverty for Partnered and Single Women in Europe and North America," *Gender & Society*, Vol.21, No.6.
- Moss, P., Boddy, J. and Cameron, C. (2006) "Care Work: Present and Future: Introduction", in Boddy, J. Cameron, C. and Moss, P. (eds) *Care Work: Present and Future*, Routledge.
- Orloff, A. S. (1993) Gender and the Social Right of Citizenship: The Comparative Analysis of Gender Relations and Welfare State", *American Sociological Review*, Vol.58.
- Ostner, I. and Lewis, J. (1995) "Gender and the Evolution of European Social Policies" in Leibfried, S. and Pierson, P. (eds), *European Social Policy: between Fragmentation and Integration*, The Brookings Institution.
- Parrenas, R. S. (2001) *Servants of Globalization: Women, Migration, and Domestic Work*, Stanford University Press.
- Perron, D. (2003) "The New Economy and the Work-Life Balance: Conceptual Explorations and a Case Study of New Media", *Gender, Work and Organization*, Vol.10, No.1.
- Pettit, B and Hook, J. (2005) "The Structure of Women's Employment in Comparative Perspectives", *Social Forces*, Vol.84, No.2.
- Sainsbury, D. (1999) "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States" in Sainsbury, D.(ed) *Gendering Welfare States*, Sage.
- Scott, J. W. (1988) *Gender and the Politics of History*, Columbia University Press. (荻野美穂訳、『ジェンダーと歴史学』平凡社、1992年)

- Sorokin, P. and Merton, R. (1937) "Social-time: A Methodological and Functional Analysis" in Hassard, J. (ed) (1990) *The Sociology of Time*, Macmillan Press.
- Soskis, D. and Hall, P. (2001) *Varieties of Capitalism: the Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press. (遠山弘徳他訳、『資本主義の多様性—比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版、2007年)
- Tuominen, M. (2003) *We Are Not Babysitters*, Rutgers University Press.
- Witz, A. Warhurst, C. and Nickson, D. (2003) "the Labor of Aesthetics and the Aesthetics of Organization," *Organization*, 10(1).